

四日市市農委告示第8号

四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月19日

四日市市農業委員会会長 藤谷克彦

四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱（平成29年四日市市農委告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織等) 第4条 (略) 2 (略) 3 委員には、四日市市農業委員会副会長及びブロック長をもって充てる。 4から6まで (略)	(組織等) 第4条 (略) 2 (略) 3 委員には、四日市市農業委員会副会長、 <u>農地部会長、農業振興部会長</u> 及びブロック長をもって充てる。 4から6まで (略)

附 則

この要綱は、平成29年9月19日から施行する。

(農業委員会事務局)